

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成29年3月21日

今治市監査委員 川口 義輝
同 藤原 秀博

監査対象機関	監査結果報告書の日付
教育委員会事務局 総務課	平成29年2月15日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 小中学校屋内運動場使用許可及び使用料徴収事務において次の事項が見受けられたので、各小中学校と連携しながら適切な事務の執行に努められたい。</p> <p>(1) 納期限内納付されていないものが散見された。</p> <p>(2) 申請時にそれ以前の使用料を納付していない団体からの使用許可申請に対し、使用許可しているものがあつた。</p> <p>2 教職員住宅入居許可、調定・収納事務において次の事項が見受けられたので、適切な事務の執行に努められたい。</p> <p>(1) 入居許可権限者を誤っていた。</p> <p>(2) 調定事務の遅延が見られた。</p> <p>(3) 納期限内納付されていないものが散見された。</p> <p>3 小中学校及び幼稚園の警備業務委託において契約条文を見直し長期継続契約に変更するなど、適切な契約内容に修正されたい。</p>	

(措置の内容)

- 1 小中学校屋内運動場使用許可及び使用料徴収事務について、適正な処理を行うよう改善した。
 - (1) 納付状況を確認し、納付が遅れがちな納付者に対し、期限内納付するよう指導を行った。
 - (2) 使用許可前に過去の納付状況を確認するよう改めた。
- 2 教職員住宅入居許可、調定・収納事務について、適正な処理を行うよう改善した。
 - (1) 適正な決裁権限者が許可を行うよう改めた。
 - (2) 年度初めに一括調定を行うよう改めた。
 - (3) 文書により納期限内納付の通知を行うとともに、納入通知書を手渡す際に期限内納付するよう指導を行った。
- 3 幼稚園については閉園により契約を解除している。小中学校については、平成29年度より長期継続契約に変更し、適切な契約内容に修正する予定。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
教育委員会事務局 学校教育課	平成 29 年 2 月 15 日

(監査の結果)

(指摘事項)

- 1 私立幼稚園教育振興費補助金について、交付要綱に沿って事業がなされていないかったので、適正に事務処理されたい。

(措置の内容)

- 1 交付要綱に沿った事業がなされるよう補助団体に対して指導を行った。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
教育委員会事務局 社会教育課	平成 29 年 2 月 15 日

(監査の結果)

(指摘事項)

- 1 中央公民館使用料について、ピアノ等の使用料を、現在、条例に規定のないまま収入しているので、見直しをされたい。

- 2 公民館等及び宿泊施設の使用許可、使用料減免、団体登録、使用料調定、使用料収納の各事務について検証したところ、決裁日付や決裁印のないもの、事後決裁となっているもの、未記入箇所のあるもの、使用料計算を誤っていたもの、減免基準に該当していないにもかかわらず使用料を免除しているもの、現金受払簿の記載が実態に即していないもの、納入通知書でなく納付書を発行しているものや、納入通知書に納期限の記載がないため、収入が長期間遅延しているもの、歳入金を翌日10時まで金融機関等に払い込みしていないものなど、各施設の条例や会計規則等に定めるとおり事務が行われていない事例が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。
- 3 児童・生徒健全育成地域活動事業費補助金の事業実績報告書、収支決算書及び出納簿について、添付のないものや記入誤りが見受けられたので、提出の際には、内容の正確性について検証を行うとともに、補助金の取扱い及び執行について、不適切な事例が見受けられたので、適正な執行を行うよう各学校を指導されたい。
- 4 講師謝礼金及び施設維持修繕費について、検査完了から支払いまでに、長期間を要している事例が見受けられたので、遅滞なく事務処理を行うようにされたい。
- 5 維持修繕料の執行において、分割発注と見られる事例が見受けられたので、分割する合理的な理由がないのであれば一括して発注されたい。

(意見)

- 1 公民館等の利用状況について、全体的には微減傾向であるが、一部に利用者数が大きく減少している館が見受けられるので、引き続き施設の利用促進に向けて有効な施策を検討し推進されたい。
- 2 児童・生徒健全育成地域活動事業費補助金について、各中学校区一律で交付している現在の方法を見直し、実態を反映した、バランスの取れた補助金の交付を行うことができないか検討されたい。

(措置の内容)

(指摘事項)

- 1 消費税が10%に上がるタイミングにおいて条例の見直しを行い、使用料の改定を行う予定です。
- 2 書類等においては未記入箇所や計算誤りがないようにチェックを徹底すること、また歳入金等についても会計規則等に定めるとおり事務を行い、適正な事務処理を徹底するように指示を行いました。
- 3 事業実績報告書、収支決算書及び出納簿について、内容の正確な処理をするように各学校に指示を行いました。また、補助金の取扱い及び執行についても、不適切な事例がないように指示を行いました。
- 4 以後、検査完了後は速やかに事務処理を行うように指示をしました。
- 5 以後、関連がある維持修繕については、一括発注を行うように改めました。

(意見)

- 1 今後は公民館運営審議会等において、新しいプログラム開発を行うとともに、講座・事業の種類や内容を検討し、引き続き施設の利用促進に努めます。
- 2 平成30年度以降、各中学校区でバランスが取れた補助金の交付を行うように、関係団体と協議し検討します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
教育委員会事務局 文化振興課	平成 29 年 2 月 15 日

(監査の結果)

(指摘事項)

- 1 施設の歳入事務において、納入通知書でなく納付書を使用し、納期限の設定がないもの、使用許可決裁日に調定がなされていないものが見受けられたので、適切な事務処理をされたい。
- 2 雑入を分任出納員が収納した際に今治市会計規則に定める領収書が交付されていないものが見受けられたので、適切に事務処理されたい。

(措置の内容)

- 1 適正な事務処理を施設に連絡し確認した。
- 2 会計規則の定める適正な事務処理について、施設に連絡し確認した。

監 査 対 象 機 関

監 査 結 果 報 告 書 の 日 付

教育委員会事務局 体育振興課

平成 29 年 2 月 15 日

(監査の結果)

(指摘事項)

- 1 学校運動場夜間照明施設使用料について、平成27年4月1日から条例改正により、使用料が改定されているにもかかわらず、事務処理において、誤りが見受けられたため、法令等を順守し、適切に対応されたい。

(措置の内容)

- 1 未徴収の使用料につきましては、利用者へ内容を説明し過年度収入で適正な使用料となるよう徴収を行いました。また今後の事務処理に誤りが起きないよう各施設窓口へ改定後の料金表を提示する措置を行いました。
今後の事務処理に際しては、法令等を再度確認し適切に処理するよう一層、各施設へ注意徹底し、適切に処理いたします。

監 査 対 象 機 関

監 査 結 果 報 告 書 の 日 付

教育委員会事務局 学校給食課

平成 29 年 2 月 15 日

(監査の結果)

(指摘事項)

- 1 調理場貯水槽、貯湯槽、湯呼水槽清掃業務について、分割発注と見られる事例が見受けられたので、一括して発注するなどして契約規則に基づいて適正に事務処理されたい。

(措置の内容)

- 1 学校給食調理場湯呼水槽等清掃業務として一括発注することとした。